◎新潟県告示第365号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第34条第1項の規定により、休 猟区を次のとおり指定する。

令和元年8月30日

新潟県知事 花角 英世

1 荒沢休猟区

(1) 区域

三条市棚鱗地内の国道289号と市道花渕畜産試験場線との交点を起点とし、同国道を東に進み、県道鞍掛八木向線との交点に至る。ここから同県道を南に進み、市道長野旧県道線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、再び県道鞍掛八木向線との交点に至る。ここから同県道を南に進み、牛野尾集落の中ほどから西に進み、牛野尾峠に向かい長岡市との境界に至る。ここから同境界線に沿って西に進み梨ノ木トンネルを経て、楢山三角点に至る。ここから北西方向にゴルフ場外円を進み市道棚鱗大沢線に至る。ここから同市道を北に進み、市道花渕畜産試験場線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、起点と結ぶ内部一円とする(ただし、畜産試験場銃猟禁止区域を除く)。

(2) 面積

1,400ヘクタール

(3) 存続期間

令和元年10月15日から令和4年10月14日まで

- 2 川西東部休猟区
 - (1) 区域

十日町市川西地区木落地内の国道252号線と一般県道小白倉木落線との交点を起点として、ここから国道252 号線を柏崎市方面に進み、一般県道山中上野線との交点に至る。ここから同県道仙田方面に進み、林道中魚 沼丘陵線との交点に至る。同林道を北に進み、一般県道小白倉木落線との交点に至る。同県道を野口方面に 進み、野口地内で主要地方道小千谷十日町津南線との交点に至り、同県道を仁田方面に進み、仁田地内で再 び一般県道小白倉木落線に入り、同県道を木落方面に進み、川西地区木落地内の起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

1,364ヘクタール

(3) 存続期間

令和元年10月15日から令和4年10月14日まで

- 3 小木南部休猟区
 - (1) 区域

佐渡市小木地内の木崎神社入口鳥居を起点とし、ここから漁港臨港道路を西に進み内ノ潤海岸線に至る。ここから海岸線に沿って西に進み、弁天崎、経島、矢島、荻の浦、南仙峡を経て沢崎に至る。ここから市道 沢崎線を東に進み、県道沢崎木野浦線に至る。ここから同県道を東に進み国道350号との交点に至る。ここから同国道を北東に進み小比叡蓮華峰寺入口に至り、市道寺下線との交点に至る。ここから同市道を南に進み 県道佐渡一周線を横断し、日本海海岸線に至る。ここから海岸線を南西に進み、外ノ潤側の防波堤を経て起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

1,303ヘクタール

(3) 存続期間

令和元年10月15日から令和4年10月14日まで